

## 議 事 要 旨 記 録 票

日 時	令和3年9月29日(水) 午後5時55分～午後6時40分
場 所	生活・保健センター
会議件名	第5回日野市特措法新型コロナウイルス対策本部会議
主な議題	緊急事態宣言の延長に伴う対応について
参加者	市長、副市長、日野消防署長、日野市医師会長、日野市立病院長、議会事務局長、企画部参事、企画部長、総務部長、市民部長、環境共生部長、産業スポーツ部長、健康福祉部長、教育部長、会計管理者、市立病院事務長、道路課長(まちづくり部長代理)、保育課長(子ども部長代理)、生涯学習課長(教育部参事代理)、市長公室長、総務課長、健康課長
配布資料	(1) レジメ (2) 緊急事態宣言の解除に伴う対応について(資料1) (3) 新型コロナウイルス感染症対策(内閣官房)(資料2) (4) 東京都におけるリバウンド防止措置(9月28日)(資料3)
結 果	<input checked="" type="radio"/> 了承(意見なし) <input type="radio"/> 了承(意見あり) <input type="radio"/> 要修正・再説明 <input type="radio"/> 不承諾 <input type="radio"/> 情報共有のみ <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;">           } いずれかに該当する場合は「主な内容」欄に意見要旨を記載         </div>
主な内容	<p>(進行：副市長)</p> <p>1 本部長から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は19都道府県に発令している緊急事態宣言について、明日9月30日をもって全面解除することを決定した。</li> <li>・まん延防止等重点措置への移行も見送られ、全国で半年ぶりに緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令・適用されていない状況となる(4月4日以来)</li> <li>・新規感染者数は日野市を含め明らかな減少傾向にあるが、コロナ対策の制限は段階的に緩和すると聞いている。</li> <li>・本日は緊急事態宣言解除に伴う対策本部会議となる。皆様からのご意見をいただき、対応を協議させていただきたい。</li> </ul> <p>2 緊急事態宣言の解除に伴う対応について</p> <p>①小中学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策を徹底して教育活動を実施する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学5年生の移動教室、運動会、合唱祭等についても感染症対策を徹底し工夫して実施。</li> <li>・学校開放、中央公民館、図書館等の開所時間を感染症対策を行いながら通常時間に戻す。</li> </ul> <p>②子育て関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策を徹底して原則開所する。</li> </ul> <p>③公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の間定員の50%とする。</li> <li>・午後8時以降の利用自粛をお願いしていたところを午後9時までに延長</li> <li>・水分補給を除く施設内での飲食の自粛を引き続き継続する</li> </ul> <p>④市主催イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン開催等の感染リスクの低い方法に可能な限り変更すること、午後9時までに完全撤収すること、飲食を伴うものは自粛することなど、引き続き継続する。</li> </ul> <p>3 緊急事態宣言解除後の「日野市特措法新型コロナウイルス対策本部」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言の解除をもって特措法に基づく対策本部を廃止する。</li> <li>・前回の宣言解除時と同様に特措法に準じた形で「日野市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置する。</li> </ul> <p>4 その他</p> <p>①日野市医師会、日野市立病院から情報提供あり。</p> <p>②緊急事態宣言の解除後も引き続き制限をかけるものについては、東京都における「リバウンド防止措置」に合わせ、10月24日（日）までとする。ただし、この期間中においても感染状況等に応じ、対策の強化または緩和を行う場合があることを確認。</p> <p>③本日の本部会議で決定した内容については、9月30日（木）中に各施設のホームページ等で周知を行う。</p>
	<p>総務課 林</p>